

## 2 事業を始められる場合は

名古屋市内の区域で福祉有償運送事業を始められる場合は、名古屋市を管轄する中部運輸局愛知運輸支局長の行う登録を受けなければなりません。登録申請の手続き等については、中部運輸局愛知運輸支局にお問い合わせください。

なお、登録の申請にあたっては、名古屋市が主宰する「名古屋市福祉有償運送運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、会員から収受する運送の対価、安全運送の確保等について合議されていることが必要になります。